

[事案 28-176] 入院・手術給付金支払請求

・平成 29 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

食道がんの手術後に受けた食道狭窄拡張術について、入院・手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 3 月に契約したがん医療保険について、平成 24 年 7 月の食道がんの手術後、同年 12 月以降に 6 回入院し、その都度、食道狭窄拡張術の手術を受けたため、入院・手術給付金を請求したところ、いずれの支払いも拒否されたが、以下の理由により、入院・手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 本入院・手術は、がん手術の直接の後遺症による入院・手術である。
- (2) 約款には、がん治療の後遺症および合併症に対する手術については、経過期間にかかわらず支払い非該当であり、がんの手術後 3 カ月以内の入院のみ支払い該当とは定められていない。
- (3) 他の保険会社では、がんの後遺症として認定を受け、給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款では、「がんの治療を直接の目的」とする入院、手術についてのみ支払い対象となるが、一連の入院・手術はこれに当たらない。
- (2) 社内規定では、がんの手術後 3 カ月以内の後遺症および合併症の治療のための入院については、支払い対象とし、がん治療の後遺症および合併症に対する手術については、経過期間にかかわらず、支払い非該当としている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は、事情聴取を辞退した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金および手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。